大切なお知らせです。
保護者の方に必ず渡してください。

一部早期給付
申請２回目含む

（表）

京都府奨学のための給付金のご案内

R6年度
概要版

- **授業料以外の教育費**(教科書費、教材費、学用品費、通学用品費など)**を支援する給付金制度**です。

※授業料に充当される「高等学校等就学支援金」とは異なる制度です。**希望者は別々の手続が必要です。**

- **返済する必要のない給付金**です。

注

新入生の方で、新入生対象の一部早期給付４～６月分（申請１回目）を申請した方は、今回、７～３月分(申請２回目)の申請が必要です。ただし、申請１回目を申請された方でも令和６年度の住民税所得割額（定額減税後）が課税されている場合、申請２回目は対象外です。

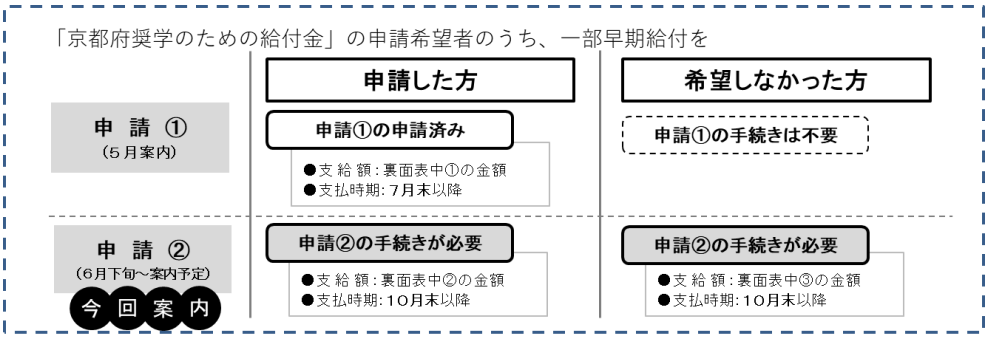

◆ 対象者について　基準日（令和６年７月１日）現在

基準日現在、以下①～⑤の要件を全て満たすこと。

① 保護者等（親権者全員）の令和６年度道府県民税所得割額・市町村民税所得割額の合算額（定額減税後）が０円（非課税）、又は生活保護（生業扶助）受給世帯であること。
② 保護者等（親権者全員）が、京都府内に在住していること。
③ 高校生等が、「高等学校等就学支援金」又は「学び直し支援金」の対象であること。
④ 高校生等が、児童福祉法による児童入所施設措置費等の支弁対象となる高校生等に対する見学旅費又は特別育成費の給付を受けて**いない**こと(母子生活支援施設の高校生等を除く。)。
⑤ 生徒が、通算３回（定時制・通信制の場合は４回)以上、本給付金の給付を受けていないこと。

※「学び直し支援金」受給対象者は通算４回(定時制・通信制の場合は６回）以上給付を受けていないこと。

◆ 申請について

国公立高校の生徒の保護者等（親権者全員）が京都府内にお住まいの場合は、在学する学校へ、申請書と添付書類を７月中に提出していただきます。
添付書類は、**生活保護（生業扶助）受給証明書**又は**住民税の課税（非課税）証明書**等です。
詳しい制度案内や申請書類は、速やかに在学する学校へ申し出て、お取り寄せください。

注

保護者等(親権者全員)が京都府以外の都道府県にお住まいの場合は、それぞれの都道府県の担当課又は在学する学校へお問い合わせください。
（文部科学省ホームページにお問い合わせ先一覧が掲載されています。）

裏面もご覧ください

（裏）

◆ 給付額（年額）について

世帯状況 （※全:全日制、定:定時制、通:通信制）	①一部早期給付 （申請1回目） （年額の1/4）※ 新入生の方に 案内済	②一部早期給付 （申請2回目） （年額の3/4）※ 今回申請可 （①申請済の方は②）	③一部早期 給付以外 （年額）
生活保護(生業扶助)(全・定・通)	8，075円	24，225円	32，300円
住民税所得割非課税(全・定)(第１子)	30，525円	91，575円	122，100円
住民税所得割非課税(全・定)(第２子以降) 15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	35，925円	107，775円	143，700円
住民税所得割非課税(通)	12，625円	37，875円	50，500円

※①を申請した場合は必ず②も申請が必要。ただし、令和6年度住民税所得割額が課税の場合、②は対象外

◆ 京都府の他の奨学金等との併給について

以下の京都府の他の奨学金等を受給されている場合、支給額が調整されるものがあります。

京都府高等学校等定時制通信制修学奨励金	母子家庭奨学金
京都府高等学校等修学資金	京都府高校生給付型奨学金
交通遺児奨学金	

◆ 問い合わせ先（※私立高校分は京都府文化生活部文教課(075-414-4516)が所管しています。）

京都府教育庁指導部高校教育課修学支援係（電話０７５－４１４－５０５５）